



福岡県医発第 2960 号（地）
令和 7 年 2 月 7 日

各 医 師 会 長 殿

福 岡 県 医 師 会
会 長 蓮 澤 浩 明
（公 印 省 略）

マイナ資格確認アプリ（居宅同意取得型）の利用に関する Q & A について

時下 ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

さて、マイナ資格確認アプリ（居宅同意取得型）の運用開始については、令和 6 年 10 月 11 日付福岡県医発第 1966 号（地）文書にてお知らせしたところです。

今般、厚生労働省において、マイナ資格確認アプリ（居宅同意取得型）の利用について Q & A が作成された旨、日本医師会を通じて通知がありました。

つきましては、貴会におかれましても本件についてご了知いただくとともに、貴会会員への周知方よろしくお願い申し上げます。

小郡三井医師会より

医療保険担当理事 肥山淳一郎
会 長 島田昇二郎

日医発第 1822 号(情シ)(保険)
令和 7 年 1 月 31 日

都道府県医師会 担当理事 殿

公益社団法人 日本医師会
常任理事 長島 公之
(公印省略)

マイナ資格確認アプリ（居宅同意取得型）の利用に関する Q&A について

平素より本会会務の運営に特段のご理解・ご支援を賜り厚く御礼申し上げます。

令和 6 年 10 月 8 日付「顔認証付きカードリーダーの画面変更予定について（医療情報等の提供の包括同意・限度額情報の提供確認画面のスキップ）（周知）および訪問診療等におけるマイナ資格確認アプリの利用開始について（周知）」にて、マイナ資格確認アプリ（居宅同意取得型）の運用開始についてお知らせしました。

この度、マイナ資格確認アプリ（居宅同意取得型）の利用について、Q&A が作成され、その周知依頼が厚生労働省より本会宛にまいりました。

つきましては、貴会におかれましても、本件についてご了知いただくと共に、貴会管下の郡市区等医師会ならびに会員への周知方につき、ご高配を賜りますようお願い申し上げます。

以上

【別添資料】

- ・【事務連絡】内閣府政府広報室が制作したマイナ保険証 PR 動画のご活用について（周知依頼）
- ・【別添】マイナ資格確認アプリ（居宅同意取得型）の利用に関する Q&A
- ・【別紙】マイナ資格確認アプリの事前準備ガイド

事 務 連 絡
令和7年1月30日

公益社団法人 日本医師会
公益社団法人 日本歯科医師会 御中
公益社団法人 日本薬剤師会

厚生労働省保険局医療介護連携政策課

マイナ資格確認アプリ（居宅同意取得型）の利用に関するQ&Aについて

日頃より、医療保険行政の推進にご協力いただきありがとうございます。

訪問診療等における資格確認の方法については、令和6年10月7日付け厚生労働省保険局医療介護連携政策課事務連絡「訪問診療等におけるマイナ資格確認アプリの利用開始について」により、お知らせしたところですが、マイナ資格確認アプリ（居宅同意取得型）の利用について、今般、別添のとおりQ&Aを作成しましたので、貴会におかれましては、会員の皆様への周知いただきますようお願い申し上げます。

問1 マイナ資格確認アプリ（居宅同意取得型）はどの業態で利用が可能か。

（答）マイナ資格確認アプリ（居宅同意取得型）は、現在、訪問診療等におけるオンライン資格確認の際に利用できることとしています。

医療機関等の通常とは異なる動線における資格確認を行う場合は、現在、マイナ在宅受付 Web（オンライン診療等機能）を用いて資格確認を行うことが可能ですが、今後、この場合においてもマイナ資格確認アプリを用いた資格確認をご利用いただけるよう開発を進めています。

問2 マイナ資格確認アプリはマイナ在宅受付 WEB と何が違うのか。

（答）令和6年4月から開始したマイナ在宅受付 Web は、医療機関ごとに専用の Web ページにアクセスすることで利用できますが、二次元コードや URL が分かれば端末を選ばずに利用できるため、本人認証時には、マイナンバーカードの暗証番号が必要です。

一方、令和6年10月からリリースしたマイナ資格確認アプリについては、各医療機関等に設置されている資格確認端末からアクティベーションコードを発行する等の事前準備により特定の医療機関のモバイル端末でのみ作動するものです。そのため、患者の本人認証の方法として、暗証番号の入力に加えて、マイナンバーカードの顔写真と患者の顔が同一であるかを医療関係者等が目視により確認（暗証番号の入力が不要）することが可能です。

問3 マイナ資格確認アプリを利用するためのモバイル端末等は、市販のスマートフォンでも利用が可能か。

（答）マイナ資格確認アプリを利用するために市販のスマートフォンを購入してご利用いただくことは可能ですが、ご利用の端末が NFC 対応かつ拡張 Lc/Le(拡張 APDU)に対応している必要があります。これらの機能は、マイナ資格確認アプリで患者の本人認証の方法として目視確認を行うために必要なものです。医療機関等向け総合ポータルサイトにて、マイナ資格確認アプリの目視機能に対応している端末の一覧を掲載しております。

https://iryohokenjyoho.service-now.com/csm?id=kb_article_view&sysparm_article=KB0011081

問4 訪問診療等で用いるマイナ資格確認アプリをインストールしたが、どのようにして利用開始（初期設定）するのか。

（答）マイナ資格確認アプリを利用するためには、各医療機関等に設置されている資格確認端末から訪問診療等機能を利用する環境設定情報を更新した上で、アプリを利用するためのアクティベーションコードを発行し、アカウントを作成するといった利用のための初期設定等を行ってください。これらの具体的な手順については、別紙をご参照ください。

なお、今後、医療機関等に設置されているレセプトコンピュータの改修を行うことで、レセコンからもアクティベーションコードが発行できるよう開発を検討しています。

問5 患者がマイナ資格確認アプリで同意登録した後、その患者の資格情報等を当該アプリでどのようにして確認するのか。
--

(答) マイナ資格確認アプリにおいて患者の資格情報を確認するには、初期画面の右上の歯車マークをクリックしてメニュー画面を表示し、「セキュリティ設定」を選択して表示される「資格確認結果検索」から確認してください。

具体的な確認方法については、医療機関等向け総合ポータルサイトに掲載されている「マイナ資格確認アプリのセットアップと使い方」の「資格確認結果画面の見方」をご確認ください。

「マイナ資格確認アプリ」の利用の事前準備

訪問診療等機能を利用するには、事前準備として、オンライン資格確認等システムで以下の作業が必要です。

- ① 環境情報の設定
- ② アクティベーションコードの発行
- ③ 一般または医療情報等閲覧アカウントの作成

※ 操作マニュアル(管理者編)「第3章 環境情報を設定する」の「1 環境設定情報を管理する」に詳細を記載しています。

**01**

オンライン資格確認等システムを起動します。

資格確認端末のオンライン資格確認等システムを開き、
《システムの利用を始める》をクリックします。

02

ID 及びパスワードを入力し、管理ログインします。

管理アカウントの《ユーザ ID》《パスワード》を入力し、
《ログイン》をクリックします。

訪問診療等機能を利用するには、事前準備として、環境設定情報において訪問診療等機能を「利用する」に変更する必要があります。

※ 操作マニュアル(管理者編)「第3章 環境情報を設定する」の「1 環境設定情報を管理する」に詳細を記載しています。



01

《環境設定情報更新》をクリックします。

[メニュー]にある《環境設定情報管理》から
《環境設定情報更新》をクリックします。

02

《訪問診療等機能》を「利用する」に変更します。

「オンライン資格確認等システム利用規約」を確認した上で、
《訪問診療等機能》を「利用する」に変更します。

「マイナ資格確認アプリ」の利用するには、事前準備として、アクティベーションコードを発行する必要があります。

※ 操作マニュアル(管理者編)「第6章 マイナ資格確認アプリ管理」の「2 アクティベーションコードの発行」に詳細を記載しています。



拡大

マイナ資格確認アプリ管理
➤ アクティベーションコード管理

Aさんがスマホ1、スマホ2を、
Bさんがタブレットを使用する場合の
端末識別メモ情報の設定例

- ①：A のスマホ1
- ②：A のスマホ2
- ③：B のタブレット

※複数台発行する場合は
1台ごとに発行をクリックする必要があります



アクティベーションコード発行

アクティベーションコード：自動付番

端末識別メモ情報： 発行

検索結果：3件 1-3件表示 <<前へ 1次へ>>

未登録	956660891443	Bのタブレット	無効化する	2024/09/11 16:30
未登録	606544757014	Aのスマホ2	無効化する	2024/09/11 16:29
未登録	318628523135	Aのスマホ1	無効化する	2024/09/11 16:27

01

《アクティベーションコード管理》をクリックします。

[メニュー]にある《マイナ資格確認アプリ管理》から《アクティベーションコード管理》をクリックします。

02

端末識別メモ情報を入力し、《発行》をクリックします。

端末識別メモ情報を入力し、《発行》をクリックします。

03

アクティベーションコードが発行されます。

アクティベーションコードが発行されます。発行されたアクティベーションコードは10分程度経過してから利用してください。

3

一般または医療情報閲覧アカウントの作成

「マイナ資格確認アプリ」を利用するには、事前準備として、「一般アカウント」または「医療情報閲覧アカウント」を作成する必要があります。



拡大

アカウント情報管理

- アカウント管理（登録）
- アカウント管理（更新）
- パスワード変更



入力内容	
入力情報	説明
権限区分	「一般利用者」または「医療情報閲覧」を選択
ユーザID	任意の半角英数字を入力 ※2桁以上8桁以下
ユーザ名	任意の名称を入力
ユーザ名(カナ)	任意の名称を入力
利用開始年月日	利用開始年月日を入力

01

《アカウント管理(登録)》をクリックします。

[メニュー]にある《アカウント情報管理》から《アカウント管理(登録)》をクリックします。

02

各項目を入力し、《登録》をクリックします。

権限区分、ユーザーID、ユーザ名、ユーザ名(カナ)、利用開始年月日を入力し、《登録》をクリックします。

- ※ 作成したアカウントでオンライン資格確認等システムにログインします。一度もアカウントにログインしていないと、アプリを利用することができないためご注意ください。
- ※ 作成したアカウントのユーザーIDとパスワード、管理者アカウントで発行したアクティベーションコード使って、初回アプリ利用時にログインを行います。詳しくは、「マイナ資格確認アプリのセットアップと使い方」を参照ください。